

訪問看護ステーション あい 運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社あいが開設する訪問看護ステーションあい（以下「本事業所」という。）は、指定訪問看護の事業を行うものであり、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の維持回復を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

1. 指定訪問看護の提供に当たっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
2. 指定訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
3. 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対し適切な看護技術をもって行う。
4. 常に利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行う。
5. 特殊な看護については、これを行わない。
6. 指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション あい
- (2) 所在地 熊本県八代市島田町863番地3号

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 兼務 1名 (看護職員との兼務)
管理者は、本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 看護師 常勤専従 1.5名以上
常勤兼務 1名以上

看護職員は、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、心身の機能の維持回復を図るために必要な看護・指導を行う。

- (3) その他の職員 必要に応じて他の職員を置くことができる。

(営業日および営業時間)

第5条 本事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、毎日とする。ただし、12月31日から1月3日は休日とする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。また、必要に応じて営業日外、営業時間外も提供する。

(指定訪問看護の提供方法)

- 第6条 訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護職員その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護職員等」という）の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者申込者の同意を得るものとする。
- 第7条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供する。
- 第8条 正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒まない。ただし、利用申込者の病状、通常の事業の実施地域等を勘定し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治医及び当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者等への連絡を行い、他の適切な指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 第9条 指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
2. 前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が、記載されている場合は、その意見を配慮して指定訪問看護を提供する。
- 第10条 看護職員等は、身分を証する書類を携行し、初回訪問及び利用者又はその家族からこれを求められたときは、これを提示するものとする。

(指定訪問看護の内容)

第11条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔保持の援助
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護の利用料)

- 第12条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
2. 前項の利用料のほか、利用料の選定により、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問看護を行う場合には、それに要した交通費の支払いを、別紙の料金表に定めて、利用者から受けることができるものとする。
3. 第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨署名（記名押印）を受けるものとする。

(主治医との関係)

第13条 本事業所は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医による指示を文書により受けるものとする。

2. 本事業所は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に提出するものとし、指定訪問看護の提供に当たっては、主治医との密接な連携を図るものとする。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第14条 看護職員等は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成する。

2. 看護職員等は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成する。
3. 看護職員等は、作成した訪問看護計画書の主要な事項について、利用者又はその家族に説明する。
4. 看護職員等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する。
5. 管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。

(サービス提供の記録)

第15条 指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、法定代理受領サービスに係る費用の額、その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第16条 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第17条 通常の事業の実施地域は、日奈久・二見地区、坂本町、東陽町、泉町を除く八代市とする。

(緊急時等における対応方法)

第18条 看護職員等は現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変及びその他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 契約の有効期間中、地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負わない。しかし感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努める。

(※熊本県訪問看護ステーション連絡協議会管理者会においてはこのような事態に備え、協カステーション体制を整えております。)

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 利用者が正当な理由なく指定訪問看護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、又は偽りや不正な行為によって保険給付を受け又は受けようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第20条 本事業所は、看護職員等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供は行わせない。

(秘密保持)

第21条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

また、本事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じるものとする。

2. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第22条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して本事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することをしないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止の指針を整備する。

(3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第24条 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第25条 指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第26条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保管するものとする。

(その他)

第27条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社あいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成17年1月1日から実施する。

平成23年10月4日 第4条 (1)(2)改定 第12条 2 改定

平成28年4月1日 第12条 改定 令和2年11月1日 第12条 改定

令和5年5月1日 第4条 改定

第18条 2 改定 緊急時等における対応方法を追加する。

第23条 改定 虐待防止に関する事項を追加する。